

金融庁における法令適用事前確認手続（照会書）

平成 21 年 2 月 16 日

金融庁監督局総務課金融会社室長殿

照会者

〒

電話番号

金融庁における法令適用事前確認手続に関する細則 2. (3) の規定に基づき、下記のとおり照会します。

なお、照会及び回答内容が公表されることに同意します。

記

1. 法令の名称及び条項

前払式証票の規制等に関する法律第 2 条第 2 項（同法施行規則第 2 条）、第 17 条第 1 項（同法施行規則第 24 条第 1 項）、第 34 条第 5 号、第 36 条第 1 項
（以下、本件において本法令について言及する際は、「法」、「施行規則」と記載します。）

2. 将来自らが行おうとする行為に係る個別具体的な事実

別紙 1 記載のとおり

3. 当該事実が照会法令の適用対象となることに関する照会者の見解及び根拠

別紙 2 記載のとおり

以上

将来自らが行おうとする行為に係る個別具体的な事実

- 1 照会者は、平成 3 年 11 月から平成 15 年 6 月 30 日までの間、使用期限のない第三者発行型前払式証票（以下「対象券」という）を発行してきましたが、平成 15 年 9 月 30 日をもって加盟店での対象券の利用を中止しております。

対象券の利用中止にあたっては、平成 15 年 9 月 3 日に対象券の利用中止と換金開始についての新聞広告（資料①）を地元地方紙朝刊に掲載したうえ、平成 15 年 11 月 4 日以降は、利用者保護のために新設付加した換金制度により対象券の換金を行っております。

- 2 照会者は、法第 2 条第 2 項に係る平成 19 年 9 月 14 日付「金融庁における一般的な法令解釈にかかる書面照会手続（回答書）」（以下「回答書」という。）を受けて、商法第 522 条により消滅時効が完成した対象券を「代価の弁済に充てられなくなった額」（施行規則第 2 条）と解釈して、法第 17 条第 1 項および施行規則第 24 条第 1 項に定められた前払式証票の発行に関する報告書（以下「発行報告書」という。）の基準日未使用残高から控除すべく、準備を進めております。

具体的には、平成 20 年 9 月 30 日をもって換金制度の取扱いを終了するために、回答書における「利用者保護の観点からは、消滅時効の完成後に前払式証票を使用させない債務者の意思が利用者の通常知りうる方法によって外部に明らかに」される必要があるとの示唆および所管の財務局からの「利用者保護のための周知行為はやっていただきたい」との意見に従い、平成 20 年 3 月 30 日、平成 20 年 6 月 29 日、平成 20 年 8 月 14 日の 3 回に亘り換金制度の取扱い終了についての新聞広告（資料②）を地元地方紙朝刊に掲載すると共に、平成 20 年 3 月 31 日に官報へ周知文（資料③）を掲載し、また平成 20 年 3 月 31 日以降はポスター（資料④）掲示を実施するなど、近年利用が低調であった換金制度の停止に関する周知と利用促進に努めました。

なお、利用者への周知の結果、換金制度を利用した換金額が周知後の半年間で前年度の年間換金額実績の 3.5 倍を上回る等、一定の効果が得られております。

照会者は、平成 20 年 9 月 30 日に換金制度の取扱いを終了すると共に、同日会社を解散し清算会社となりましたが、平成 20 年 10 月 1 日に会社法第 499 条に基づき債権者に対して債権申出の催告のための公告を行い、平成 20 年 10 月 2 日から平成 20 年 12 月 2 日までを債権申出期間として対象券の換金を受付け、換金に応じております。

また、債権申出期間が経過した照会日現在においても、照会者は会社法第 503 条第 2 項の定めにも拘らず、債権者保護の見地から、全株主同意のもとに清算から除斥された債権者に対しても分配がされていない残余財産の範囲で対象券の換金請求に応じております。

3 照会者は、対象券の換金制度開始日から5年間の経過をもって商法第522条により消滅時効が完成したと考え、回答書における上記示唆に従って、時効援用の意思表示（資料⑤）を民法第98条所定の公示の方法で実施したうえで、次回基準日発行報告書において資料①、②、③、④、⑤を添付のうえ、基準日未使用残高を0円とする発行報告書を提出することを予定しています。

以上

当該事実が照会法令の適用対象となることに関する照会者の見解及び根拠

1 照会者は、平成3年11月から平成15年6月まで対象券の発行を行い、対象券の発行を中止した平成15年6月以降も法第13条第2項および第3項に基づき、対象券に係る保全契約を締結し、施行規則第18条第1項に定められた発行保証金の供託等届出書を、基準日ごとに発行報告書とともに財務局長に提出してきました。

2 対象券については商事債権であり消滅時効の援用が可能であることは、回答書により示唆されているところです。

消滅時効は、その権利を行使できるときから進行するとされ（民法第166条）、消滅時効が完成するためには、対象券の発効日もしくは最終利用日から満5年経過する必要があります（商法第522条）。

対象券については、最終発行日が平成15年6月30日、加盟店での最終利用可能日が平成15年9月30日、対象券の取扱い停止に伴い利用者保護のために新設付加した換金制度の取扱開始日が平成15年11月4日であり、いずれの日を時効の起算点と考えるかが問題となります。

この点、対象券の所持人が最終発行日以降も最終利用可能日までの間に実際に対象券を使用した可能性を排除できないことから、最終発行日（平成15年6月30日）を時効の起算日と考えることは適切でないと考えております。

照会者としては、対象券の換金制度は法の規定する制度ではないことから、法的には加盟店での最終利用可能日である平成15年9月30日を時効の起算点とすることも可能と考えますが、利用者保護の観点から所持人に最大限有利に解釈するため、対象券の換金制度新設に伴い所持人に新たな対象券の支払請求権が発生したと捉え、換金制度の取扱開始日である平成15年11月4日を時効の起算点とし、同日から満5年経過した平成20年11月4日の経過をもって消滅時効が完成したと考えております。

3 照会者は、回答書における「利用者保護の観点からは、消滅時効の完成後に前払式証券を使用させない債務者の意思が利用者の通常知りうる方法によって外部に明らかに」される必要があるとの示唆に基づき、換金期間中にポスター等による継続的な周知活動に加えて、新聞広告等による定期的な周知活動を実施して換金を促すことが利用者保護の観点から重要であると理解し、これまで別紙1記載のとおり、新聞広告の掲載（資料①、②）、官報への周知文の掲載（資料③）、ポスター掲示（資料④）を行ってきました。

これらの周知方法は、利用者に何らかの告知をする方法として通常採用されているものであり、回答書の示唆するところを十分満たすものであることは、法第2条第2項等

に係る平成 20 年 10 月 3 日付「金融庁における法令適用事前確認手続（回答書）」（以下「回答書 2」という。）において示唆されているものです。

照会者としては、今後においても、「消滅時効の完成後に前払式証票を使用させない債務者の意思」をより明確にするため、報告書提出までに時効を援用する旨の周知（資料⑤）を実施することとしています。

- 4 以上から、照会者が前述の公示の方法を含む周知手段を全て行った場合には、回答書および回答書 2 が示唆する要件を全て満たしていると考えられることから、次回基準日発行報告書において、消滅時効が完成した前払式証票に係る未使用残高控除後の基準日未使用残高を発行報告書に記載して基準日未使用残高を 0 円とする発行報告書を提出しても法第 34 条第 5 号および法第 36 条第 1 項の規定に抵触することにはならないと考えます。

以上

お知らせ


このたび、当社は平成十五年九月三十日(火)をもちまして [] の利用を中止させていただくこととなりました。

お客様皆様の永年にわたるご厚情に対し厚くお礼申し上げます。

なお、未利用残高のある [] の換金につきましても、平成十五年十一月四日(火)より当社並びに [] の全店で取り扱いを予定しておりますので、お手数ですが、何卒よろしくお願い申し上げます。

平成十五年九月三日

【をお持ちの皆さまへ】

弊社は  の販売を中止し、平成15年11月4日より未使用券の換金をおこなってまいりましたが、平成20年9月30日をもちまして、換金を終了させていただきます。

誠に恐れ入りますが、以後換金はできませんので、をお持ちの皆さまは、本年9月30日までに弊社または
の窓口で換金賜われますようお願い申し上げます。

ご不明な点がございましたら、弊社へお問い合わせいただきますようお願い申し上げます。

お客さまならびに関係者のみなさまに、多大なご迷惑をお掛けしますことを深くお詫び申し上げます。

換金終了のお知らせ

お客さま各位

弊社は、平成十五年六月三十日に
の販売を中止し、平成十五年十一月四
日より未使用券の換金を行ってまいりました
が、平成二十年九月三十日をもって、換
金を終了させて頂いたいただきます。

ご不明な点がございましたら、弊社までお
問い合わせいただきますようお願い申しあげ
ます。

お客さまならびに関係者のみなさまに多大
なご迷惑をお掛けしますことを深くお詫び申
しあげます。

平成二十年三月三十一日

換金終了のお知らせ

をお持ちのお客さまへ

弊社は、平成15年6月30日に [] の発売を中止し、平成15年11月4日より未使用券の換金をおこなってまいりましたが、平成20年9月30日をもちまして、換金を終了させていただきます。

誠に恐れ入りますが、 [] をお持ちのお客さまは、下記により換金賜われますようお願い申し上げます。

お客さまならびに関係者のみなさまには、多大なご迷惑をお掛けしますことを深くお詫び申し上げます。

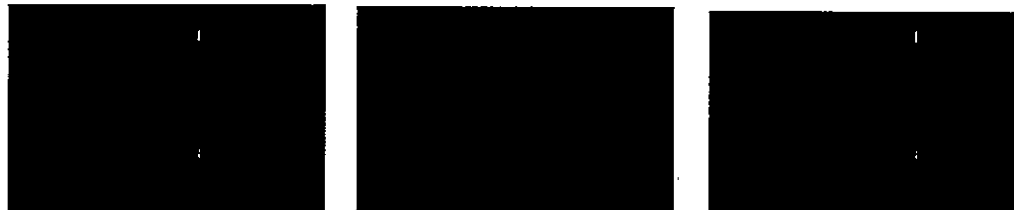
記

1. 換金期限：平成20年9月30日（火）

2. 換金場所： []
または [] の窓口

3. 換金対象カード： []

〈 [] イメージ〉

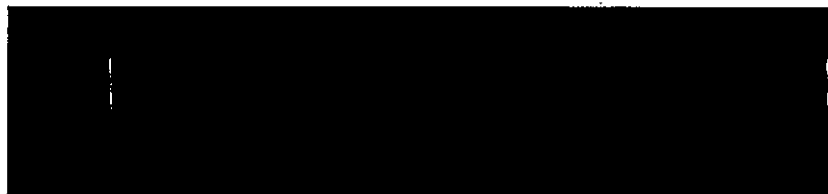


金種は1,000円、3,000円、5,000円、10,000円、20,000円、30,000円、50,000円の7種類ございます。

ご不明な点がございましたら、弊社へお問い合わせいただきますようお願い申し上げます。

(平成20年3月31日現在)

この件に関するお問い合わせは



受付時間：平日9:00～17:00

意思表示の公示送達申立書

平成 21 年 3 月 日

裁判所御中

申立人

〒

申立人

相手方

時効援用の意思表示の公示送達事件

第 1 申立の趣旨

申立人から相手方（不明）に対する意思表示を記載した別紙通知書を公示送達の方法により送達されたい。

第 2 申立の理由

- 1 申立人は、平成 3 年 11 月 25 日から平成 15 年 6 月 30 日までの間に前払式証票「XXXXXXXXXX」（以下「カード」という）をカード保有者（以下「相手方」という）に販売した。申立人は、平成 15 年 9 月 30 日をもって加盟店でのカードの利用を停止し、平成 15 年 11 月 4 日以降カードの換金に応じてきたが、平成 20 年 9 月 30 日に会社を解散し、清算手続きに入った。申立人は、会社法第 499 条の規定に基づき平成 20 年 10 月 1 日に債権者に対する公告を行ったが、債権申出期間を経過しても相手方からは未だ換金の申し出がない。
- 2 申立人は、相手方に対して、平成 21 年 3 月 30 日までは残余財産の範囲内でカードの支払いに応じるが、清算手続きを結了させるため、カード換金開始の平成 15 年 11 月 4 日から 5 年経過した平成 20 年 11 月 4 日に時効が成立していることから、平成 21 年 3 月 31 日以降は時効を援用して換金には応じない。
- 3 申立人としては、相手方に平成 21 年 3 月 31 日以降は時効を援用して換金には応じない旨の意思表示を行いたい、カードが無記名式であることから相手方を調査する方法がないので、本申立をするものである。

附属書類

- 1 通知書 原本及び写し各 1 通

通知書

平成 21 年 3 月 日

被通知人殿

〒 [REDACTED]
通知人 [REDACTED]

- 1 申立人は、平成 3 年 11 月 25 日から平成 15 年 6 月 30 日までの間に前払式証票「 [REDACTED] 」(以下「カード」という)をカード保有者(以下「被通知人」という)に販売した。申立人は、平成 15 年 9 月 30 日をもって加盟店でのカードの利用を停止し、平成 15 年 11 月 4 日以降カードの換金に応じてきたが、平成 20 年 9 月 30 日に会社を解散し、清算手続きに入った。申立人は、会社法第 499 条の規定に基づき平成 20 年 10 月 1 日に債権者に対する公告を行ったが、債権申出期間を経過しても被通知人からは未だ換金の申し出がない。
- 2 申立人は、被通知人に対して、平成 21 年 3 月 30 日までは残余財産の範囲内でカードの支払いに応じるが、清算手続きを結了させるため、カード換金開始の平成 15 年 11 月 4 日から 5 年経過した平成 20 年 11 月 4 日に時効が成立していることから、平成 21 年 3 月 31 日以降は時効を援用して換金には応じない。
- 3 以上のとおり通知する。